

断熱改修（事業所）

※別紙「事業所用かつしかエコ助成金のご案内（事前協議分）」を必ずご参照ください。

【工場】【指定作業場】の場合：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」による認可等を受けていること。

要件

以下の表に記載された数値を満たすこと

改修部位	屋根	天井	外壁	床
熱抵抗値（R 値＊）	2.7 以上			2.2 以上
改修部位	窓			
ガラスの熱貫流率	2.3 以下			

＊ 熱抵抗値（R 値）（小数点第 2 位を四捨五入） $[m^2 \cdot K/W] = \text{断熱材の厚さ}[m] \div \text{熱伝導率の値}[W/(m \cdot K)]$

例）厚さ 12cm（0.12m）

熱伝導率 0.041 の場合： $0.12(m) \div 0.041 (W/(m \cdot K)) = 2.9 (m^2 \cdot K/W)$

申込時の必要書類

① かつしかエコ助成金事前協議書【事業所対象】（第 1-3 号様式）	
添付書類	② 見積書の写し（対象機器本体の費用、工事費用及び調整額等がそれぞれわかるもの）
	③ 設置予定場所を示す平面図
	④ メーカーが発行した以下の要件がわかるパンフレットやカタログの写し （窓以外の改修）断熱材の型番及び熱抵抗値（R 値） （ 窓の改修 ）商品名及びガラスの熱貫流率
	⑤ 改修箇所全てのカラー現況写真 ※現状が分かるようにカーテン等は外すなどして隠れないように撮影してください
	⑥ 賃貸又は使用貸借に基づき使用している場合は、建物所有者の対象機器等導入にかかる同意書

上記の書類に加えて以下の書類もご提出ください。

個人事業者 の場合	⑦ 令和 7 年度特別区民税・都民税・森林環境税納税明書の原本 （令和 7 年 1 月 2 日以降の転入者は前住所地の市町村民税納税証明書、非課税者は非課税証明書）の原本 ⑧ 設置する建物の登記簿謄本の原本 ⑨ 確定申告書又は営業証明書の写し
法人等 の場合	⑦ 直近の事業年度の法人都民税納税証明書の原本 （非課税の場合は滞納がないことを証する書類） ⑧ 法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）の原本 ⑨ 設置する建物の登記簿謄本の原本（設置する建物が本社（店）と異なる場合のみ）

完了報告時に必要な書類

① かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（第 5-1 号様式）	
② かつしかエコ助成金交付請求書（第 8 号様式）	
添付書類	③ 振込口座が確認できる書類の写し（通帳を開いた 1～2 ページ目、ネットバンキング等の口座情報のわかる画面の写し等）
	④ 領収書及びその内訳がわかる請求書又は内訳書＊の写し ＊申込時に提出済の「見積書」と「領収書」の金額に相違がない場合、 領収書本書のみで内訳書は不要です。
	⑤ 施工後のカラー写真（改修箇所全て）